

AWAサポートセンターメンター制度実施要項

平成23年12月19日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、徳島大学の女性研究者が抱える諸問題の解決や将来のキャリア形成に向けて、先輩研究者（以下、「メンター」という）の支援を受けることができる徳島大学AWAサポートセンターメンター制度（以下、「メンター制度」という）について、必要な事項を定める。

(運用・管理)

第2条 メンター制度の運用・管理は、AWAサポートセンターが行う。

- 2 AWAサポートセンターは、メンター制度の運用・管理にあたり、徳島大学プライバシーポリシーを遵守し、適切に個人情報を取り扱う。
- 3 AWAサポートセンターは、メンター制度を利用し支援を受けたい者（以下「メンティー」という。）とメンターとのコーディネートを行うなど、本制度の円滑な運用に努める。

(メンティー)

第3条 メンティーは、本学に所属する以下の者とする。

- (1) 徳島大学女性研究者
- (2) 徳島大学女性大学院学生
- (3) その他、AWAサポートセンター長が必要と認める者

2 メンティーは、利用申請書（別紙様式）により、本制度の利用を申し込む。

(メンター)

第4条 メンターとなる者は、自身の経験、知識、ネットワーク等を活かしてメンティーを支援したいとする本学教職員とする。

2 メンターを希望する者は、AWAサポートセンターでメンター登録を行う。

(支援方法等)

第5条 メンターは、対話を通してメンティーの気づきを促し、必要に応じた助言や情報提供等により、メンティーの自発的な問題解決やキャリア発達を支援する。

2 支援する内容がメンターの対応可能な範疇を超えた場合、メンターの判断によりAWAサポートセンターに対応を相談する。

3 AWAサポートセンターは、必要に応じて関係機関、部署等に相談する。

(その他)

第6条 メンター制度の運用にあたり必要な具体的事項について、徳島大学AWAサポートセンターが適宜定める。